平成２１年（フ）第１６１号
滋賀県彦根市高宮町1345―５シティライフ彦根105加藤洋方、開始決定時の住所滋賀県彦根市西今町564番地
破産者　尾本　省三
1　期日　平成23年５月16日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の一般債権調査・任務終了による計算の報告
平成23年１月25日　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５８０１号
大阪府吹田市青山台１丁目２番C35―102号
破産者　中田　恵三
1　期日　平成23年３月14日午後４時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１号
岩手県一関市真柴字中田41番地286　雇用促進住宅中田南宿舎２―203
破産者　吉田　正夫
1　期日　平成23年２月24日午前10時15分
2　会議の目的　財産状況報告集会、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月25日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６４２０号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号　入商八木ビル２階、前の本店所在地三重県伊賀市柘植町字栂原853番
破産者　よのペットボトルリサイクル株式会社
1　期日　平成23年３月２日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１６９号
東京都板橋区仲町11―10　コーポ豊島201号、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1924番地133
破産者　渡辺　克郎
異議申述期間　平成23年３月28日まで
平成23年１月27日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７号
和歌山県田辺市新万４番９号
破産者　島倉弘一郎
免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
平成23年１月27日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１８号
和歌山県田辺市新万３番11号
破産者　島倉　照雄
免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
平成23年１月27日
和歌山地方裁判所田辺支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０１号
鹿児島市東俣町3833番地11
清算株式会社　南海建設株式会社
代表清算人　玉利　則昭
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２１１０号
東京都千代田区九段北３丁目２番28号
清算株式会社　株式会社キャットハンズアルファ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３０３４号
大阪市港区南市岡３丁目２番６号
清算株式会社　株式会社ハイアットコーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２１０５号
東京都品川区南品川２丁目２番13号
清算株式会社　松飛台株式会社
代表清算人　原田　正博
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の方法
本協定に基づいて弁済を行う場合は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振込入金する方法により実施する。但し、振込に要する費用は清算株式会社の負担とする。
2　端数の処理
各協定債権者に対して按分弁済を行うにあたり１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
第２　権利変更及び追加弁済
1　免除
清算株式会社は、本協定の認可決定が確定したときに、協定債権全額の免除を受ける。
2　追加弁済
前項に規定する免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、当該財産の換価代金から、当該換価時に既に発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の額を控除した残額を、特別清算開始決定日の前日における各協定債権者の協定債権額を基準に按分比例して追加弁済を実施する。
この場合においては、本協定の認可決定確定時に生じた前項の免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２２年（再）第３号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目10番23号
再生債務者　株式会社カセイフーズ
主文　平成22年４月16日にした監督命令を取り消す。
平成23年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
茨城県日立市滑川町3033番地
再生債務者　日立観光開発株式会社
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年４月１日から平成23年４月８日まで
水戸地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第６号
神戸市須磨区戸政町３丁目４番６号
再生債務者　石原　昭久
1　決議に付する計画案　平成22年12月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成23年３月10日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月28日
平成23年１月24日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第３号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目10番23号
再生債務者　株式会社カセイフーズ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月24日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部